

静岡県地域防災計画（共通対策の巻等）修正案の概要

平成 29 年 8 月 22 日
危機管理部危機政策課
危機管理部原子力安全対策課

静岡県地域防災計画（共通対策の巻、地震対策の巻、津波対策の巻、風水害対策の巻、火山災害対策の巻、大火災対策の巻、大規模事故対策の巻、原子力災害対策の巻）の修正（案）の概要は、以下のとおりである。

1 法律の改正・防災基本計画の改正等

(1) 水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う修正【共通対策の巻、風水害対策の巻】

○要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という。）の非常災害に関する具体計画の作成及びそれに基づく避難訓練の実施の義務化について記載

また、市町長は、施設管理者等に避難確保計画の作成を指示できるとともに、正当な理由なく指示に従わなかった場合は、その旨を公表できることを記載

(2) 災害対策基本法の改正による修正【共通対策の巻】

○大規模災害時に迅速に道路啓開を進めるため、放置車両を移動できる権限が道路管理者に付与されていたが、災害対策基本法改正により、港湾管理者及び漁港管理者にも同様の権限が付与されたため、その旨を記載

(3) 防災基本計画の改正による修正【共通対策の巻、原子力災害対策の巻】

○市町の庁舎が被災したとしても、避難行動要支援者名簿情報が活用できるよう適切に保管することを記載

○居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備えについて記載

○避難勧告等の発令に関する県から市町への助言について記載

○避難情報が発令された場合の避難地への移動に係る語句変更による修正

○物資調達について、要配慮者等のニーズの違いに留意することを記載

○応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成および運営、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮することを記載

○最新の情報通信関連技術の導入の努力義務についての追加

○民間事業者との協力協定の締結の推進を図ることについての追加

○原子力災害と自然災害が複合して発生した場合における県独自の判断による避難指示の実施についての追加

(4) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(※)の改正によるもの【共通対策等】

○避難情報について、「避難指示」が「避難指示（緊急）」に、「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」にそれぞれ名称変更

(※)「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」についても平成29年1月に「避

難勧告等ガイドライン」に改訂。

2 県が策定した防災に関する各種計画等の反映

(1) 「静岡県地震対策推進条例」改正による修正【共通対策の巻】

○県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進することを記載

(2) 「静岡県建築基準条例」改正を踏まえた修正【地震対策の巻】

○新建築物については、静岡県建築基準条例を改正し、建築基準法で規定する耐震強度の1.2倍の耐力とすることを義務付けたため、新建築物の耐震対策に係る項目にその根拠として記載

(3) 「富士山火山広域避難計画」改正による修正【火山災害対策の巻】

○火山災害警戒地域内の施設で、市町が、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合は、その施設の名称及び所在地を市町地域防災計画に記載すること追加。また、火山現象による人的被害等を防ぐための鉄道の運行規制について、鉄道事業者は、状況に応じて検討するとともに、関連する情報の収集に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施することを記載

3 その他修正事項

○県の組織改編を踏まえた修正、指定公共機関等の名称変更による修正【各巻】

○指定地方行政機関内の規則変更による修正【各巻】

○熊本地震のような活断層型の地震を災害発生状況調査の対象に追加。併せて、津波や火山等も調査対象とすることを記載【共通対策の巻】

○「福祉避難所」と「2次的避難所」の区分修正【共通対策の巻】

○地震防災緊急事業五箇年計画（第4次から第5次）の期間延長による修正【地震対策の巻】

○最近事故事例について記載【大規模事故対策の巻】

静岡県地域防災計画（共通対策の巻等）修正の要旨

1 法律の改正・防災基本計画の改正による修正等

(1) 水防法及び土砂災害防止法の改正による反映

【共通対策の巻】

| 章 | 項 目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|---------------------|---|---|
| 第 2 章 災害 予防計画 | 第 12 節 要配慮者 支援計画 | ○要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という。）の避難確保計画の作成及び同計画に基づく避難訓練実施状況等の市町による確認について記載 | 7 |

【風水害対策の巻】

| 章 | 項 目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|--------------------|---|----|
| 第 2 章 災害 予防計画 | 第 5 節 土砂災害 防除計画 | ○市町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設管理者等の避難確保計画作成に係る義務を記載 ○市町長は、避難確保計画の作成を促進するため、同計画を作成していない施設管理者等に対して、必要な指示ができるとともに、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合は、その旨を公表することができることを記載 | 56 |

(2) 災害対策基本法の改正による修正

【共通対策の巻】

| 章 | 項 目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|---------------------|---|----|
| 第 3 章 災害 応急計画 | 第 20 節 交通応急 対策計画 | ○大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、これまで道路管理者には、放置車両の移動に係る権限が付与されていた。災害対策基本法が改正されたことにより、道路管理者に加えて、港湾管理者及び漁港管理者にも移動に係る権限が付与されたことを記載 | 14 |

(3) 防災基本計画改正による修正

<避難行動要支援者名簿の適切な管理>

【共通対策の巻】

| 章 | 項 目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|---------------------|--|---|
| 第 2 章 災害 予防計画 | 第 12 節 要配慮者 支援計画 | ○市町の庁舎が被災したとしても避難行動要支援者名簿が活用できるよう適切に管理すること等を記載 | 7 |

<生活再建に向けた事前の保険等の普及啓発・加入促進>

【共通対策の巻】

| 章 | 項 目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|---------------------|------------------------------------|---|
| 第 2 章 災害 予防計画 | 第 4 節 防災知識 の普及計画 | ○居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の供えについて記載 | 4 |

| | | | |
|--|-----------------|--|---|
| | | | |
| | 第 8 節 自主防災組織の育成 | | 6 |

<避難勧告等の発令に関する県の市町への助言>

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|-----------------|---|---|
| 第 2 章 災害 予防計画 | 第 6 節 住民の避難誘導體制 | ○市町が時機を失することなく避難勧告等を発令することができるよう県が積極的に助言することを記載 | 5 |

<避難情報が発令された場合の避難地への移動に係る語句変更>

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|-----------------|--|---|
| 第 2 章 災害 予防計画 | 第 6 節 住民の避難誘導體制 | ○「近隣の緊急的な退避場所」 ⇒「 <u>近隣の安全な場所</u> 」 ○「屋内での安全確保措置（待機・垂直避難）」 ⇒「 <u>屋内安全確保</u> 」 | 5 |

<物資調達に係る留意事項等について>

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|--------------------|----------------------------|---|----|
| 第 3 章 災害 応急対策計画 | 第 9 節 食料供給計画 | ○時宜を得た物資調達に留意すること及び要配慮者等のニーズの違いに配慮することを記載 | 12 |
| | 第 10 節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画 | | |

<応急仮設住宅入居者への配慮について>

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|-------------------------|---|----|
| 第 2 章 災害 予防計画 | 第 12 節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 | ○応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成および運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮することを記載 | 13 |

<社会福祉協議会及びボランティア協会等との連携について>

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|---------------------|---|----|
| 第 2 章 災害 予防計画 | 第 26 節 ボランティア活動支援計画 | ○ボランティアの受け入れ体制について、(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等と連携を図ることを記載 | 15 |

<最新の情報通信関連技術の導入の努力義務について>

【原子力災害対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|---------------|--------------------|--|----|
| 第2章 原子力災害事前対策 | 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 | ○県が、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めることを記載 | 79 |

<民間事業者との協力協定の締結の推進を図ることについて>

【原子力災害対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|---------------|-----------------|--|----|
| 第2章 原子力災害事前対策 | 第7節 緊急事態応急体制の整備 | ○県が、広域的な応援について、国の協力のもと、民間事業者も含めて協力協定等の締結を推進することを記載 | 80 |

<県独自の判断による避難指示の実施について>

【原子力災害対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|--------------|-------------------|--|----|
| 第3章 緊急事態応急対策 | 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 | ○県が、災害対策基本法第60条第6項に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合に、県独自の判断で避難指示を行うことができることを記載。 | 85 |

(4)「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂等による修正

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|----------------------------|---------------|--|----|
| 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 | 第6節 住民の避難誘導體制 | ○以下のとおり避難情報の名称を修正 ・ 避難指示 ⇒ <u>避難指示（緊急）</u> ・ 避難準備情報 ⇒ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> | 5 |
| | 第7節 避難救出計画 | | 11 |

2 県が策定した防災に関する各種計画等の反映

(1) 「静岡県地震対策推進条例」改正を踏まえた修正

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|----------------|-------------------|---|---|
| 第2章 災害 予防計画 | 第12節 要配慮者 支援計画 | ○県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進することを記載 | 7 |

(2) 「静岡県建築基準条例」改正による修正

【地震対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|----------------|---------------------|---|----|
| 第2章 災害 予防計画 | 第4節 地震災害 予防対策の推進 | ○新建築物については、静岡県建築基準条例改正により、建築基準法で規定する耐震強度の1.2倍の耐力とすることを義務付けたため、新建築物の耐震対策に係る項目にその根拠として記載(既存の根拠である「静岡県建築構造設計指針」および「建築設備耐震設計・施工指針」に加えて、上記条例を記載) | 27 |

(3) 「富士山火山広域避難計画」改正による修正

○避難促進施設の指定

【火山対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|----------------|----------------|--|----|
| 第2章 災害 予防計画 | 第4節 避難促進 施設 | ○火山災害警戒地域内の施設で、市町が、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合は、その施設の名称及び所在地を市町地域防災計画に記載することを追加。 | 64 |

○鉄道事業者の運行規制実施基準等

【火山対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|----------|---|----|
| 第3章 災害 応急対策計画 | 第4節 交通規制 | ○鉄道事業者の現状にあわせ以下のとおり修正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者自らが定める実施基準により、運行規制を判断することを記載 ・ 避難勧告等が発令された場合、運行休止とされていたが、状況に応じて運行を休止するか鉄道事業者が検討することを記載 ・ 協議会(または合同会議)において調整を行った上で運行規制を行うとされていたが、会議において合意した火山活動の見通しや避難 | 65 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 行動が必要となる時期等の情報を鉄道事業者 者に情報提供するとともに、鉄道事業者がそ の情報に整合した運行規制を実施すること を記載 | |
|--|--|--|--|

3 その他修正事項

○県の組織改編を踏まえた修正

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|----------|----|-------------------------------|--------|
| 各巻 各章 | 各節 | ○知事戦略局広聴広報課、文化・観光部管理局 等に修正 | 8 等 |

○指定公共機関・指定地方行政機関の追加及び名称変更に伴う修正

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|----------|----|--|--------|
| 各巻 各章 | 各節 | ○国土地理院中部地方測量部を追加 ○農林水産省関東農政局静岡支局 ⇒ 農林水産省関東農政局静岡県拠点 等に修正 | 1 等 |

○指定地方行政機関内の規則変更による修正

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|----------|----------------|-------------------|--------|
| 各巻 各章 | 農林水産省関東農 政局 | *別添新旧対照表P 1 等のとおり | 1 等 |

○「活断層型の地震」をはじめとした災害発生状況調査の実施

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|----------------|--------------------|--|---|
| 第2章 災害 予防計画 | 第5節 防災のた めの調査研究 | ○熊本地震のような活断層型の地震を災害発生 状況調査の対象に追加。併せて、津波や火山 等も調査対象とすることを記載。 *調査対象区分に、地震・津波・火山・大火災 を追加 | 5 |

○「福祉避難所」と「2次的避難所」の区分修正

【共通対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|------------------|----------------|--|----|
| 第3章 災害 応急対策計画 | 第7節 避難救出 計画 | ○現行の記載では、「福祉避難所」と「2次的避難所」が混同して記載されているため、両者を明確に分離 また、「福祉避難所」については、以下のポイントとなる点を記載 ① 福祉避難所の指定 ② 必要な数の福祉避難所の確保 ③ マニュアル整備、訓練の実施 ④ 普及啓発 ⑤ 資機材、人材の確保 なお、「2次的避難所」についても、県及び市町の指定に関する役割等を記載 | 11 |

○地震防災緊急事業五箇年計画（第4次→第5次）の承認等に伴う修正

【地震対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|--------------------------|---|---|----|
| 第3章 地震 防災施設緊急 整備計画 | 第2節 地震対策 緊急整備事業計画 第3節 地震防災 緊急事業五箇年計 画 | 【地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年～32年度）計画事業費 合計】 <u>変更前 100,299→ 変更後 54,188(百万円)</u> ○その他、各種計画の見直しによる事業費等の修正 | 30 |

○最近の事故事例について

【大規模事故対策の巻】

| 章 | 項目 | 修正要旨 | 頁 |
|--------------------------|------------------|--------------------------------|----|
| Ⅱ 船舶事故対 策の巻 第1章 総則 | 第1節 過去の顕 著な事故 | ○近年の国内及び周辺において発生している事故事例について追加 | 70 |